

楽しく美しい
まちづくり通信

103

わがまち 懐かしの 写真展開催

パートII

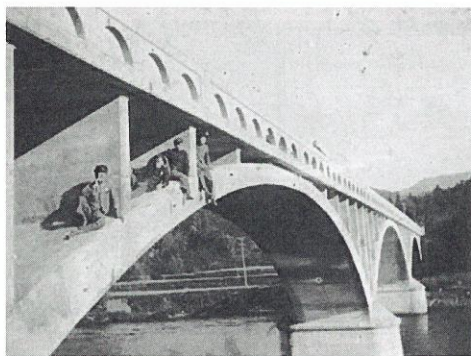
今年八月に開催し、大好評だった「わがまち懐かしの写真展」パートIIを開催します。明治、大正、昭和と時代の流れとともに変わりゆくふるさとの風景、その当時の景色や人々の暮らしがわかる、貴重な写真を今回も多数集めました。写真を眺めていると、昔の記憶がよみがえり、その頃の自分が思い出され、懐かしい気持ちになるでしょう。

撮影された当時の住民の姿を

伝える、懐かしさと温かみあふれる写真展となっております。ご家族おそろいでのご来場をお待ちしております。

▽期日 十二月二十三日(木) 一月十六日(日)、二十四日、二十七日、三十一日、一月一日は休館日です)

▽開館時間 午前九時～午後九時(月曜日は午後五時まで)
▽会場 市シビックセンター 一階市民ホール



八ツ矢橋 (金田一) 昭和 10 年代



遊具で遊ぶ金田一の保育園児 昭和 20 年代後半

男女共同参画 社会について 考えよう

⑧

○改正男女雇用機会 均等法とは?

均等法とは?

事業主に対して、募集から配

置、昇進など雇用のあらゆる段階での女性差別を禁止し、職場でのセクシャル・ハラスメント防止を義務化。またこれまでの制度や慣行で男女間の格差がある場合、同等レベルの男女であれば女性を優遇するのが望ましい、との条項が加わった改正法(平成十一年四月一日施行)です。しかしその一方では、労働基準法の女性保護規定は撤廃され、時間外や休日労働の上限や深夜業は男性と同等の扱いとなりました。

※セクシャル・ハラスメント

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所へのわせつな写真の掲示などが含まれる。

○アンペイドワークとは?

無償労働のことをいい、賃金や報酬が支払われない労働や活動を意味します。内閣府は「無償労働の貨幣評価」を発表していますが、それ以前、利益をもたらさない無償労働は労働とはみなされず、労働統計にも計上

されることなく、不当な評価をうけてきました。具体的に家事・育児・介護・買物・ボランティアなどがあり、大部分を女性が担ってきました。

現代夫婦の家事・育児・介護に費やす時間の割合(総務省「社会生活基準調査」平成十三年)によると、夫が有業で妻が無業の世帯では、妻が六時間五十九分、夫が三十二分。共働き世帯でも、妻が四時間十二分なのに、夫が二十五分という結果がでており、共働きでも家事はやはり妻が行うという性別役割分担の実態がうかがえます。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるよう、うにしていることが重要です。

▽先月、市内の二十歳以上の男女五百人(無作為抽出)に「男女共同参画社会に関する意識調査」アンケートを送付させていただきました。まだ、返送なさっていない方は、同封の返信用封筒で、十三日までに返送をお願いします。

▽問い合わせ先 市まちづくり推進課 (25・5411)